

# 視点

## 地域包括ケアシステムの構築にむけて



福島県医師会常任理事

丹 治 伸 夫

少子化と超高齢化社会になる「2025年の課題」を今国、地域をあげて取り組みはじめた。医療・福祉はもちろんすべての分野における「地域づくり」「国づくり」である。2025年には75歳以上は2,400万人に単身者は高齢者世帯や夫婦のみの世帯は400万人に増え認知症の高齢者は470万人になると言う。2014年の6月18日に成立した「医療介護総合確保推進法」はこの2025年の課題に焦点をあわせた「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための法である。医療と介護の連携強化と持続可能な社会保障制度の確立を図った法案である。そして2つの関係法がつくられた。

1つに地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保で医療機関が知事に病床医療機能「高度急性期、急性期、回復期、慢性期」等を報告し県は地域医療構想（ビジョン）（地域医療体制の将来在るべき姿）を医療計画において策定。2つめに地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を上げ、在宅医療・介護連携の推進等の充実とあわせ全国

一律の予防給付（訪問介護、通所介護）を地域支援事業に、特別養護老人ホームについては在宅での生活が困難者として重点化等が上げられている。

この法案に基づき福島県は今年の1月23日に「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築」を図るため新たな財政支援制度を活用した県在宅医療推進協議会を設置した。そして2次医療圏ごとに地域在宅医療協議会が作られる予定である。県医師会としては今活動している県医師会地域医療対策委員会から地域包括ケア検討委員会（仮称）と地域医療ビジョン検討委員会（仮称）の2つを作って活動をする計画である。「(図I) 地域包括ケアシステムを構築していく県と保健福祉事務所と市町村との組織」地域の包括ケアシステムは全国一律の画一的なシステムではなく地域ごとの特性に応じて構築されるシステムであることはこの法案が作られる前から一貫して強調されている。今後県内に地域ごとの地域包括ケアシステムができると思われる。(図II例 福島市の

地域包括ケアシステム) 今後各地域の取り組みの状況の情報を交換しながら、なんといても社会保障の展望を見据え地域住民の声を生かし「みんなで作る地域、医療づくり」が大事と思う。住み慣れた地域で医療と介護が受けられるような地域包括ケアシステムの構築であり地域医療のビジョンである。しかし

ながら現実には来年度予算案で政府は2.27%の介護報酬の削減を打ち出した。特老の事業者や利用者も悲鳴をあげはじめている。今後も強引な医療と介護の削減がなされないようにしなければならない。郡市医師会組織も地域医療の未来づくりに積極的な発言と行動が求められている。

図 I

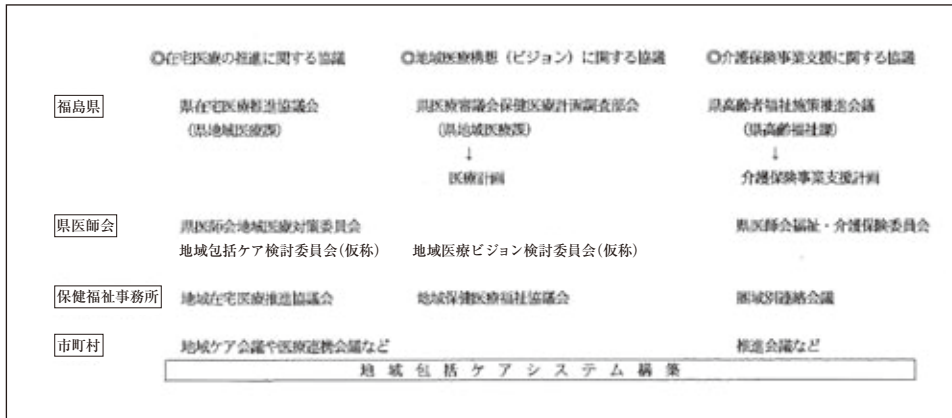


図 II

